

農業委員会からのお知らせ
農業委員会事務局

☎9651-5608

◎農業者年金現況届について

農業者年金を受けている方は、毎年6月1日から6月30日までに現況届を農業委員会に提出しなければなりません。次の日程・場所・時間を確認の上、期限内に提出してください。

【本庁舎3階(管財課隣り)】

6月5日(火)～6月7日(木)
午前9時～午後5時

【勝連庁舎1階(専門業務窓口)】

6月12日(火)～6月14日(木)
午前9時～午後5時

【与那城庁舎(市民ロビー)】

6月19日(火)～6月21日(木)
午前9時～午後5時

【石川庁舎1階(農業委員会事務局)】

6月1日(金)～6月29日(金)
午前8時30分～午後5時

※土・日・祝祭日は除く。

※期限内に提出されないと11月以降の年金支払いが差し止めになる場合がありますので十分ご注意ください。

◎農業者年金に加入しよう!

【農業者年金の特徴】

- ①支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。(通常の個人年金の場合、控除額の上限は5万円)
- ②積立方式で安定した財政運営を行います。
- ③80歳までの保証付終身年金制度で、もし加入者または受給者が80歳まで

に亡くなった場合、受け取れるはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

【対象者】60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する方(農地を持たない農業者や家族従事者も可能)

【保険料】月額2万円から6万7千円(千円単位で設定自由、変更自由認定農業者等の要件を満たしている場合国庫補助あり)

【お問い合わせ】農業委員会またはJAおきなわ(具志川、石川、勝連、与那城)各支店まで

◎農地を所有・利用されている方へ

農地を売買したり、貸し借りをするときには、農地法の許可が必要です。また、農地を宅地や資材置場にする等、転用を行う場合にも、事前に農地法の許可を受ける必要があります。

【申請受付期間】毎月1日～10日

※ただし、10日が土日・祝日の場合はその次の開庁日まで

【申請窓口】農業委員会事務局
(石川庁舎1階)

【ご存知ですか?農地法について】

Q 農業を始めたいが、農地を買う(借りる)ために許可条件がありますか?
A 農地法で許可を受けるためには、例えば次の要件を満たす必要があります。

- ① 農地を買う(借りる)方、またはその世帯員等が、農地の全てについて耕作すると認められること。

② これから買う(借りる)農地を含めて、耕作するための農地等が3,000㎡(約910坪)以上あること。

③ 世帯において少なくとも1人は、年間150日以上以上の農作業に従事することが可能と認められること。

※ただし農業形態等によって条件が加わったり、例外もあるため、詳しくは農業委員会にご相談ください。

Q 「農地転用」とはどんなことですか?

A 農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に利用する場合も転用になります。

Q もし農地法の許可を受けずに畑を転用してしまつたら?

A 無断転用した場合、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。もし命令に従わない場合は、罰則の適用もあります。罰則は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)となっております。



法務局で「登記されていないことの証明書」を請求される方へ

証明書の請求は、本人、その配偶者、四親等内の親族に限定されます。

【取扱官署】

請求先	請求方法	
全国の法務局・地方法務局の本局 (那覇地方法務局戸籍課)	窓口(来所)	郵送
	○支局・出張所では取り扱っていません。	×

【請求に必要なもの】

請求できる人 (窓口に来る方)	法務局に持参していただくもの			
	本人確認ができる書類(免許証・保険証)等	認印	委任状	親族である証明書類
本人	本人のもの	本人	不要	
本人の代理	代理人のもの	代理人	不要	
配偶者・親族 (四親等内)	配偶者又は親族(請求者)のもの	配偶者・親族	不要	
			戸籍謄本(発行後3か月以内)	

注:手数料1通300円(収入印紙) 【お問い合わせ】那覇地方法務局戸籍課 ☎854-7953 (那覇市樋川1-15-15)